

国指定蕪栗沼・周辺水田鳥獣保護区
蕪栗沼特別保護地区計画書
【指定】

平成 27 年 11 月 1 日
環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

蕪栗沼特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

蕪栗沼・周辺水田鳥獣保護区のうち、宮城県登米市と同県大崎市との境界線と野谷地橋の上流側との交点を起点とし、同所から同県大崎市の市道夜ノ森・牛ヶ塙線を南西に進み市道真角・御堂下線との交点に至り、同所から同道路を北西に進み市道伸萌・筒堀線との交点に至り、同所から同道路を北西に進み市道伸萌西線との交点に至り、同所から同道路を北西に進み県道河南築館線との交点に至り、同所から同道路を北進し蕪栗沼遊水地四分区囲ぎょう堤内側法面頂部との交点に至り、同所から同囲ぎょう堤内側法面頂部を東進し小山田橋との交点に至り、同所から同橋を北進し同県登米市の市道沼崎・下沼崎前線との交点に至り、同所から同道路を北東に進み市道中沼崎・沼崎前線との交点に至り、同所から同道路を北進し市道沼崎・一の曲線との交点に至り、同所から同道路を北東に進み蕪栗沼遊水地野谷地囲ぎょう堤内側法面頂部との交点に至り、同所から同囲ぎょう堤内側法面頂部を南進し、同県登米市の市道大塙・若生中央線との交点に至り、同所から同道路を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 27 年 11 月 1 日から平成 47 年 10 月 31 日まで（20 年）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、宮城県の北部に広がる平野に位置し、北上川の支流である旧迫川の氾濫原に形成された自然遊水地である蕪栗沼及びその周囲に近接した水田からなる。このような自然環境を反映して、当該区域及びその周辺には、マガシ、オオヒシク

イ、オオハクチョウ等のガンカモ類が毎年概ね 64,000 羽程度渡来し、全国でも最大級の規模の渡り鳥の越冬地として重要な区域となっているが、当該区域はその中でも特に重要な採餌及び休息の場、ねぐら等として利用されており、渡来する個体群の維持を図る上で重要となっている。また、近年、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 IA類のシジュウカラガンの渡來が確認されている。

このように、当該鳥獣保護区の中でも、蕪栗沼及びその周辺に近接する水田は、マガソウを始めとするガンカモ類の採餌及び休息の場、ねぐら等に利用されていることから、特に重要な区域として、当該区域を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

（3）管理方針

- 1) 集団渡来地の保護区として、マガソウ、オオヒシケイ、オオハクチョウ等のガンカモ類の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。
- 2) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 3) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- 4) 違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

3 特別保護地区の面積内訳

別表 1 のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

（1）当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、宮城県北部の栗原市、登米市及び大崎市に位置する。

イ 地形、地質等

当該区域は、北上川の河口から約 40 kmにある旧迫川の氾濫原を、河川改修等によって整備した地域であり、遊水地と水田地帯となっている。

ウ 植物相の概要

当該区域は、蕪栗沼では、アサザ、ヒシ、ハス等の浮葉植物、水際にはマコモ、ヨシ等の抽水植物のほか、ヤナギ類が生育している。

また、湿地帯の白鳥地区では、アサザ、ガガブタ、ミズアオイ、オオアブノメ等の植物の生育が確認されている。

エ 動物相の概要

当該区域は、マガソ、オオヒシクイ、オオハクチョウ、マガモ等の渡り鳥の渡来が確認されているほか、カルガモ、オオバンなどの繁殖も確認されている。

猛禽類では、オジロワシの渡来が確認されている。

哺乳類では、ホンドキツネ、ホンドタヌキ、ホンドイタチ、アブラコウモリ、アズマモグラ及びアカネズミの4目5科6種が確認されている。

魚類では、環境省第4次レッドリストにおける絶滅危惧ⅠA類のゼニタナゴ、絶滅危惧Ⅱ類のミナミメダカ等を始め、32種の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり。

イ 獣類

別表3のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域内では、カルガモによる水稻の食害が見られる。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

- (1) 鳥獣保護区用制札 23 本
- (2) 特別保護地区用制札 10 本
- (3) 案内板 2 基

7 参考事項

- (1) 当初指定

平成 17 年 11 月 1 日（平成 17 年 9 月 1 日環境省告示第 89 号）

別表1 国指定燕栗沼・周辺水田鳥獣保護区燕栗沼特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	3,061 ha	ha	3,061 ha	423 ha	ha	423 ha	ha	ha	ha
林野	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
農耕地	1,726 ha	ha	1,726 ha	259 ha	ha	259 ha	ha	ha	ha
水面	214 ha	ha	214 ha	164 ha	ha	164 ha	ha	ha	ha
その他	1,121 ha	ha	1,121 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野庁所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
環境省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	120 ha	ha	120 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
都道府県有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	20 ha	ha	20 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村有地等	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	100 ha	ha	100 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	2,727 ha	ha	2,727 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	2,727 ha	ha	2,727 ha	259 ha	ha	259 ha	ha	ha	ha
公有水面	214 ha	ha	214 ha	164 ha	ha	164 ha	ha	ha	ha
計	3,061 ha	ha	3,061 ha	423 ha	ha	423 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域									
普通地域									
自然公園法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別保護地区									
特別地域									
普通地域									
文化財保護法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

- ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
- 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に（ ）書きで上段に記載する。
- 「形態別内訳」の水面については、干涸の面積を内数で（ ）書きで記入する。
- 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
- 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づく区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 国指定蕪栗沼・周辺水田鳥獣保護区蕪栗沼特別保護地区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
	ヒヨドリ科	○ ヒヨドリ	—	留鳥
	ウグイス科	○ ウグイス	—	留鳥
	エナガ科	○ エナガ	—	留鳥
	メジロ科	メジロ	—	留鳥
	センニュウ科	オオセッカ	E N・国内希少	冬鳥
	ヨシキリ科	○ オオヨシキリ コヨシキリ	— —	夏鳥 夏鳥
	セッカ科	セッカ	—	夏鳥
	ミソサザイ科	ミソサザイ	—	留鳥
	ムクドリ科	ムクドリ	—	留鳥
	ヒタキ科	シロハラ アカハラ	— —	冬鳥 留鳥
		○ ツグミ ○ ジョウビタキ	— —	冬鳥 冬鳥
	スズメ科	○ スズメ	—	留鳥
	セキレイ科	キセキレイ ○ ハクセキレイ セグロセキレイ タヒバリ	— — — —	留鳥 留鳥 留鳥 冬鳥
	アトリ科	アトリ ○ カワラヒワ マヒワ	— — —	冬鳥 留鳥 冬鳥
		○ ベニマシコ シメ	— —	冬鳥 冬鳥
	ツメナガホオジロ科	ツメナガホオジロ ユキホオジロ	— —	冬鳥 冬鳥
	ホオジロ科	○ ホオジロ ○ ホオアカ ○ カシラダカ ミヤマホオジロ アオジ シベリアジュリン ○ オオジュリン	— — — — — — —	留鳥 夏鳥 冬鳥 冬鳥 留鳥 迷鳥 冬鳥
合計	17目	43科	150種	

(注)

- データは、鳥獣保護区管理員報告書及び補足調査結果に拠る。
- 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版（日本鳥類学会、2012年）」、獣類については「日本野生鳥獣目録（環境省自然環境局 野生生物課、平成14年7月）」に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。

環境省レッドリスト（平成24年改訂）

CR:絶滅危惧IA類、 EN:絶滅危惧IB、 VU:絶滅危惧II類

NT:準絶滅危惧、 DD:情報不足

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

天然記念物：文化財保護法による天然記念物

- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する

(別表3) 国指定蕪栗沼・周辺水田鳥獣保護区蕪栗沼特別保護地区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
モグラ目	モグラ科	アズマモグラ	—	
コウモリ目	ヒナコウモリ科	アブラコウモリ	—	
ネコ目	イヌ科	ホンドタヌキ	—	
		ホンドキツネ	—	
	イタチ科	ホンドイタチ	—	
ネズミ目	ネズミ科	アカネズミ	—	
合計	4目	5科	6種	

(注)

1. データは、鳥獣保護区管理員報告書及び補足調査結果に拠る。
2. 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版（日本鳥類学会、2012年）」、獣類については「日本野生鳥獣目録（環境省自然環境局 野生生物課、平成14年7月）」に拠った。
3. 種の指定等の要件は次のとおりである。

環境省レッドリスト（平成24年改訂）

CR:絶滅危惧IA類、 EN:絶滅危惧IB、 VU:絶滅危惧II類

NT:準絶滅危惧、 DD:情報不足

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

天然記念物：文化財保護法による天然記念物

4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
5. 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する